

来年4月分から

上下水道料金が変わります



6月に開かれた第28回市議会定例会において上下水道料金を改定する条例が可決され、平成21年4月分から新しい料金表により水道料金、下水道料金を負担していただくことになりました。

先月号では改定の経緯をお知らせしましたが、今月号では改定後の料金についてお知らせします。

★主な改正点

- ①水道料金は、同一サービス、同一料金の原則に基づき、現在5通りの料金体系を1通り(口径別)に統一する。
- ②下水道使用料体系を、従量制に統一する。
- ③下水道使用料は、現在8通りの使用料体系を、施設建設時の分担金の多少を考慮し、負担の公平性を図るため4通りとする。

◎改定後の水道料金

口径(mm)	基本水量(m ³)	基本料金(円)	従量料金		
			1m ³ 当たり 189円	1m ³ 当たり 199円	1m ³ 当たり 210円
13	10	1,648	11~30m ³	31~100m ³	101m ³ ~
20	10	2,583			
25	15	4,168	16~35m ³	36~100m ³	
40	20	10,458	21~40m ³	41~100m ³	
50	30	15,887	31~50m ³	51~100m ³	
75	50	34,870	51~70m ³	71~100m ³	
臨時	1	735	工事そのほか臨時に使用するもの		

◎改定後の下水道使用料

区域	基本水量(m ³)	基本使用料(円)	従量使用料				
			11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~80m ³	81m ³ ~
A	10	2,000	178円 /m ³	197円 /m ³	218円 /m ³	241円 /m ³	267円 /m ³
B		1,500					
C		1,800					
D		1,000					

A = 八鹿公共下水道・高柳特定環境保全公共下水道の処理区
 B = A以外の旧八鹿町の処理区、旧養父町、旧関宮町の全域
 C = 旧大屋町の浄化センターで処理する区域
 D = 旧大屋町の設置した合併浄化槽区域

※上下水道料金ともに、10円未満は切り捨てとなります。

★上下水道料金早見表

※いずれも一般家庭(口径13mm)の料金です。

◎表1 旧八鹿町(八鹿公共下水道、高柳特定環境保全公共下水道の地域)

水量(m ³)	水道料金(円)			下水道使用料(円)			合計(円)		
	現行	改定後	差額	現行	改定後	差額	現行	改定後	差額
10	1,640	1,640	0	1,260	2,000	740増	2,900	3,640	740増
20	3,530	3,530	0	2,830	3,780	950増	6,360	7,310	950増
30	5,420	5,420	0	4,720	5,750	1,030増	10,140	11,170	1,030増
40	7,410	7,410	0	7,030	7,930	900増	14,440	15,340	900増

◎表2 旧八鹿町(表1以外の地域)

水量(m ³)	水道料金(円)			下水道使用料(円)			合計(円)		
	現行	改定後	差額	現行	改定後	差額	現行	改定後	差額
10	1,640	1,640	0	2人 2,200	1,500	700減	3,840	3,140	700減
20	3,530	3,530	0	3人 2,650	3,280	630増	6,180	6,810	630増
30	5,420	5,420	0	5人 3,550	5,250	1,700増	8,970	10,670	1,700増
40	7,410	7,410	0	7人 4,450	7,430	2,980増	11,860	14,840	2,980増